

新潟家庭裁判所委員会(第8回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成19年6月5日(火)午後1時00分から午後2時50分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

新潟テレビ21記者1人、新潟日報記者1人、弁護士2人

第2 議事

1 委員長の選任

委員の互選により、満場一致で持本健司新潟家庭裁判所長を委員長に選任した。

2 子の監護についての意見交換

(委員長)

子との面接交渉や養育費に関する調停で一番苦労する点は何ですか。

(法曹委員L)

自分の感情と子の感情が一体化していて、子の気持ちと自分の気持ちを切り分けられない親がいます。夫婦間に感情の対立がある場合、それを切り離すことは難しいです。

(法曹委員K)

離婚について子に説明するかどうか、市民的感覚について聞きたいのですが。

(学識経験者委員 F)

両親が親子の関係を理性的に理解して冷静な対応を取ればいいですが、現実には、相手の人格を否定して、同じ屋根の下にいられない、酒を飲むと何をするか分からない等と子に言うような人が多いのではないのでしょうか。子に対しては、相手のことを駄目な人だと常日頃から教え込んだりしているのではないかと思います。なかなか冷静に相手の立場を尊重するというわけにはいかないように思います。

(学識経験者委員 I)

子にはどんな親でも1回は会っておいた方がいいと思います。親子の関係は切れません。子は、親との関係を乗り越えていかないといけません。親がどういうふうに分れることになったのか、おばあちゃんや近所の人から言われるより、親から言うのが一番だと思います。子に対する説明の仕方をアドバイスする人が家裁にいるのでしょうか。

(学識経験者委員 D)

離婚の問題は自分と相手の話で、子のことは最後になりがちですが、子のことが一番重要ではないのでしょうか。けんかをしても、最後には子がいたからうまくいったという例がよくあります。子は、幼くても相当な意思を持っています。子への説明に力を入れる必要があると思います。今後離婚が相当増加してくると、離婚による精神的ダメージがどのように社会に影響してくるのか、犯罪に向かうのか、心配です。離婚が子に与える影響の重要性を認識して、啓蒙する必要があると思います。

(学識経験者委員 E)

子が一番の犠牲者です。乗り越えたとしてもどこかに残っていて、大人になってからストレスになって、いじめたりいじめられたりすることに結びついていると思います。離婚もやむを得ないことですが、調停委員にはそのことに気を配ってやって欲しいです。

(学識経験者委員 A)

子が生まれると、子の養育を中心に生活ががらっと変わり、いろんなこと

がうまくいかなくなり、けんかをしょっちゅうするようになります。子は、どんなに小さくても親のことを見えています。3歳までに人との信頼関係が築かれます。離婚は、当事者2人の問題だけでなく、子が一番ダメージを受けます。子の年齢に応じてどんなアドバイスができるかが大事です。子を大事に育てて、自分の所有物との考え方が強くあるのも問題です。小さい頃から自立した人に育てることが大事です。

(委員長)

実感として、子がいると親のけんかが増え、それがまた子が自分のせいだと思うことにつながるように思います。司法機関としてどこまで相談にかかわるかは、難しい問題です。子に会わせろ、会わせないで対立する当事者に対して、裁判所としてどのように納得させたものでしょうか。

(学識経験者委員J)

その時その時の状況で考えざるを得ません。いがみ合っているならかえって離婚した方がいいという場合もあります。そのような場合、両親があっさり別れてどちらかが引き取った方が子は安定すると、学童保育の先生が言っていました。そのようなことをはっきり言う場合もあります。そうすると親権で争いになります。子の取り合いになったときに、親が子にどっちを取るか迫ったという例がありました。それは恐ろしいことです。子にとってはどちらも大事です。臨機応変な助言ができるか悩みますが、押しつけでなく、当人同士で話し合うことが大事だと助言することが多いです。

(法曹委員K)

親に席を外してもらって、子にどちらの親がいいのかと聞いたところ、聞かないでくださいと言われ、反省したことがあります。子は、生存本能から現状がいいと言いますが、そんなに単純ではありません。母親に対しては、私は、基本的には子を父に会わせなさいと言っています。どこかに父がいると分かった方がうまく育てられると説得します。父親は、最初は会わせろとくっかして言いますが、会わせれば期待に反してそれほど言わなくなるかもしれないから、おおらかに対応してほしいと言っています。裁判所を介しての離婚は、離婚全体の10パーセントくらいです。離婚する大半の人は、NPOなどから、子を中心に考えるよう助言を受けています。離婚につ

いて子にどんな話をするのか，裁判所で蓄積してきたノウハウを広げるのが大事です。パンフレットやホームページ，記念行事などで広げられないものかと思います。

(学識経験者委員D)

離婚するときは，養育費など，当事者間で合意したことを書類に明示して提出させ，行政が関与して，冷静になって子のことを考えられるよう，離婚までに時間をおく手だても必要ではないでしょうか。

(委員長)

養育費の問題はどんな状況でしょうか。

(法曹委員L)

裁判所に来る人の中には，離婚だけして，財産分与や養育費といった条件面はこれからという人もいますが，養育費を支払う旨の書面を取り交わしたが，支払を怠っているので，改めて取り決めたいということで，裁判所に来る人もいますし，条件面の話を現実にやっている人が多いと思います。ただ，かっかしているから決められないのだと思います。養育費については，裁判所では，ホームページにも公開している一定の基準をもとに話し合いを持っています。

(学識経験者委員J)

一番恐ろしいのは，両方とも子はいらないうときです。思わず説教をしないといけないという場合もあります。

(委員長)

養育費の支払に応じる人は相当数います。社会的責任の考え方が普及しているのではないのでしょうか。ただ，払わない人も多く，養育費と面接交渉が同時に問題になることも多いです。養育費と面接交渉は別の問題なのですが，気持ちの中で関連づけてしまうのです。それぞれを前向きに考えさせるのに苦労します。子との面接交渉については，概ね認める方がよいというのが皆さんの御意見のようですね。ただし，中には会わせると子をさらわれてしまうと心配する母親もいます。過去に子をさらっていったことのあるような人や，子に良い影響を与えないと思われるような人には，面接交渉は認めにくいこともあります。会わせるのが原則としても，そのような理由を挙げて母

親が反対したときには面接交渉を認める方向で母親を説得することが大変困難なことがよくありますし、調停が不成立となった後の審判で裁判所が一方的に合わせるように命じても、子を監護する親が納得していないと、実際に合わせることになるかどうか問題です。双方が納得して調停で終わらせるのが一番いいのですが、難しいですね。話が尽きないようですので、今後とも何か御意見がありましたら、いつでもお聞かせください。

3 成年後見人についての意見交換

(委員長)

最近、成年後見というのはよく聞く言葉だと思いますが、これには任意後見契約に基づくものと法定後見の2種類ありまして、このうち、任意後見契約に基づく後見人の不正問題が報道されました。任意後見人に不適切な人が出てくるのを防ぐには、公証人ががんばってもらう必要があるわけですが、裁判所が専ら監督する法定後見人の不祥事にはどんなものがありますか。

(法曹委員L)

本人の預貯金を自分のために使うという例が多いです。身内だと、それが不正ということになるか否かは問題ですが、本人に判断能力があれば当然やったであろうことを代わりにやってあげるという意識で、孫に多額の贈与をしたり、節税対策で預金を身内名義にしたりする例があります。本人との関係が薄い後見人だと、自分の生活費やギャンブルに使ったり、何に使ったか分からないという例もあります。

(法曹委員K)

県内で任意後見監督人を選任した事例はありますか。

(法曹委員L)

昨年度は本庁管内で2件であり、非常に少ないです。なぜ少ないかは分かりません。

(委員長)

任意後見人も法定後見人も、他人の財産を管理するので、間違いが起きやすいという事情があります。不正の防止について何か御意見はありますか。

(学識経験者委員B)

新聞で報道されたように、最初は制度に問題があるのかと思っていましたが、資料を見てみると、制度が問題というよりも、大事なことをわきまえていない、モラルの問題かもしれないと思います。

(学識経験者委員 F)

新聞で報道された例は、本来の任意後見契約に任意代理契約を付加して、それを悪用したというものです。任意代理契約に問題がありますが、任意代理契約そのものを防止することはできません。

(法曹委員 L)

いかに信頼できる人と契約できるかという問題になります。任意後見契約が悪用されないためには、任意後見人となる人を厳選しないといけません。ちゃんとした人を頼まないと大変だという意識を高める必要があります。

(学識経験者委員 F)

任意後見人を選任する場合、裁判所の監督が始まる前に関与するのは公証人です。任意後見人となる人が適格者かどうか、公証人がチェックできればよいと思います。

(法曹委員 L)

公証人も、注意を要する団体についての情報を持っていますが、個人についてまでは分かりません。個人的に信用できると本人が思っている人にどう対処できるのが問題です。

(学識経験者委員 A)

公証人と家裁が連携し、すぐに家裁がチェックできれば、悪用する事件も少なくなるのかなと思います。本人も周りも分からないまま進められてしまっただと思います。

(法曹委員 L)

家裁は、基本的に申立てがないとチェックできません。しかも、任意後見契約がその効力を生じさせるためには、本人の判断能力が不十分になってから、本人その他の申立てが必要となるので、本人がしっかりしているうちに家裁がチェックすることはできません。それまではいつでも本人から契約解除できることになっています。

(学識経験者委員 A)

能力が不十分とは、どのような状態を言うのですか。

(法曹委員 L)

軽い段階でも不十分と判断されますので、おかしいと思ったらすぐに申し立ててもらえばいいと思います。周りの人も申し立てできますので、対応してほしいと思います。

(委員長)

時間がまいりましたので、この問題もこの程度ということにして、何かありましたらまた相談させていただきたいと思います。

第3 次回期日

平成19年12月6日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	持 本 健 司
学識経験者委員	長 部 夕 三
同	角 山 富 衛
同	加 藤 智 章
同	寺 澤 幸 男
同	外 山 迪 子
同	中 村 忍
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
同	山 中 景 子
同	吉 村 洋 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	鈴 木 正 弘

(2) 欠席者

学識経験者委員	竹 内 希 六
法曹委員	中 島 泰 徳

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	安 江 一 平
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一
家事首席書記官	波 田 野 明
少年首席書記官	水 品 良 一
事務局長	中 須 賀 亮 子
事務局次長	本 間 信 幸